

国立大学法人京都大学の組織に関する規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条)</p> <p>第2章 国立大学法人京都大学の組織</p> <p>第1節 総長、理事等 (第2条—第6条)</p> <p>第2節 経営協議会、教育研究評議会及び部局長会議 (第7条—第9条)</p> <p>第3節 委員会 (第10条)</p> <p>第4節 職員 (第11条)</p> <p>第3章 京都大学の組織</p> <p>第1節 職員等 (第12条—第14条)</p> <p>第2節 大学院 (第15条—第24条)</p> <p>第3節 学部 (第25条—第29条)</p> <p>第4節 附置研究所 (第30条—第38条)</p> <p>第5節 附属図書館 (第39条—第41条)</p> <p>第6節 医学部附属病院 (第42条—第44条)</p> <p>第7節 全国共同利用施設 (第45条)</p> <p>第8節 学内共同教育研究施設 (第46条)</p> <p>第9節 教育院等 (第47条—第49条)</p> <p>第10節 高等研究院 (第50条)</p> <p>第11節 その他の学内組織 (第51条)</p> <p>第12節 学系、学域及び全学教員部 (第52条—第55条)</p> <p>第4章 事務組織 (第56条)</p> <p>附則</p> <p>(中 略)</p> <p>第2章 国立大学法人京都大学の組織</p> <p>第1節 総長、理事等 (総長)</p> <p>第2条 国立大学法人京都大学(以下「法人」という。)に、役員として、その学長である総長を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 総長の選考手続及び解任の申出に係る手続は、第6条に定める総長選考会議が別に定める。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(理事)</p> <p>第3条 法人に、役員として、7名以内(非常勤の理事(その任命の際現に法人の役員又は職員でない者(以下「学外者」という。))が任命されるものに限る。)を置く場合にあつては8名以内)の理事を置く。</p> <p>2～9 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(総長選考会議)</p> <p>第6条 法人に、総長選考会議を置く。</p> <p>2 総長選考会議の組織及び運営に関し必要な事項は、国立大学法人京都大学総長選考会議規程(平成16年5月19日総長選考会議決定)の定めるところによる。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条)</p> <p>第2章 国立大学法人京都大学の組織</p> <p>第1節 総長、理事等 (第2条—第6条)</p> <p>第2節 経営協議会、教育研究評議会及び部局長会議 (第7条—第9条)</p> <p>第3節 委員会 (第10条)</p> <p>第4節 職員 (第11条)</p> <p>第3章 京都大学の組織</p> <p>第1節 職員等 (第12条—第14条)</p> <p>第2節 大学院 (第15条—第24条)</p> <p>第3節 学部 (第25条—第29条)</p> <p>第4節 附置研究所 (第30条—第38条)</p> <p>第5節 附属図書館 (第39条—第41条)</p> <p>第6節 医学部附属病院 (第42条—第44条)</p> <p>第7節 全国共同利用施設 (第45条)</p> <p>第8節 学内共同教育研究施設 (第46条)</p> <p>第8節の2 大山キャンパス運営協議会 (第46条の2)</p> <p>第9節 教育院等 (第47条—第49条)</p> <p>第10節 高等研究院 (第50条)</p> <p>第11節 その他の学内組織 (第51条)</p> <p>第12節 学系、学域及び全学教員部 (第52条—第55条)</p> <p>第4章 事務組織 (第56条)</p> <p>附則</p> <p>第2章 国立大学法人京都大学の組織</p> <p>第1節 総長、理事等 (総長)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 総長の選考手続及び解任の申出に係る手続は、第6条に定める総長選考・監察会議が別に定める。</p> <p>4～7 (同 左)</p> <p>(理事)</p> <p>第3条 法人に、役員として、9名以内(非常勤の理事(その任命の際現に法人の役員又は職員でない者(以下「学外者」という。))が任命されるものに限る。)を置く場合にあつては10名以内)の理事を置く。</p> <p>2～9 (同 左)</p> <p>(総長選考・監察会議)</p> <p>第6条 法人に、総長選考・監察会議を置く。</p> <p>2 総長選考・監察会議の組織及び運営に関し必要な事項は、国立大学法人京都大学総長選考・監察会議規程(平成16年5月19日総長選考会議決定)の定めるところによる。</p>

改正前	改正後
<p>(中 略)</p> <p>第4節 附置研究所 (附置研究所)</p> <p>第30条 京都大学に、次に掲げる研究所を附置する。 化学研究所 人文科学研究所 <u>ウイルス・再生医科学研究所</u> エネルギー理工学研究所 生存圏研究所 防災研究所 基礎物理学研究所 経済研究所 数理解析研究所 複合原子力科学研究所 <u>霊長類研究所</u> 東南アジア地域研究研究所 iPS細胞研究所</p> <p>2 前項に掲げる研究所(以下「附置研究所」という。)の目的は、当該附置研究所規程の定めるところによる。</p> <p>3 附置研究所のうち、化学研究所、人文科学研究所、<u>ウイルス・再生医科学研究所</u>、エネルギー理工学研究所、生存圏研究所、防災研究所、基礎物理学研究所、経済研究所、数理解析研究所、複合原子力科学研究所、<u>霊長類研究所</u>及び東南アジア地域研究研究所は、国立大学の教員その他の者で当該研究所の目的たる研究と同一の分野の研究に従事するものに利用させるものとする。</p> <p>(中 略)</p> <p>第8節 学内共同教育研究施設 (学内共同教育研究施設及びその長)</p> <p>第46条 京都大学に、京都大学における教員その他の者が共同して教育若しくは研究を行う施設又は教育若しくは研究のため共用する施設として、次に掲げる学内共同教育研究施設を置く。 高等教育研究開発推進センター 総合博物館 フィールド科学教育研究センター 福井謙一記念研究センター <u>こころの未来研究センター</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 学内共同教育研究施設の長は、当該施設の協議員会の議を踏まえて、総長が任命する。</p> <p>5～9 (略)</p>	<p>第4節 附置研究所 (附置研究所)</p> <p>第30条 京都大学に、次に掲げる研究所を附置する。 化学研究所 人文科学研究所 <u>医生物学研究所</u> エネルギー理工学研究所 生存圏研究所 防災研究所 基礎物理学研究所 経済研究所 数理解析研究所 複合原子力科学研究所</p> <p>東南アジア地域研究研究所 iPS細胞研究所</p> <p>2 (同 左)</p> <p>3 附置研究所のうち、化学研究所、人文科学研究所、<u>医生物学研究所</u>、エネルギー理工学研究所、生存圏研究所、防災研究所、基礎物理学研究所、経済研究所、数理解析研究所、複合原子力科学研究所及び東南アジア地域研究研究所は、国立大学の教員その他の者で当該研究所の目的たる研究と同一の分野の研究に従事するものに利用させるものとする。</p> <p>第8節 学内共同教育研究施設 (学内共同教育研究施設及びその長)</p> <p>第46条 京都大学に、京都大学における教員その他の者が共同して教育若しくは研究を行う施設又は教育若しくは研究のため共用する施設として、次に掲げる学内共同教育研究施設を置く。 高等教育研究開発推進センター 総合博物館 フィールド科学教育研究センター 福井謙一記念研究センター <u>ヒト行動進化研究センター</u></p> <p>2・3 } 4 } (同 左) 5～9 }</p> <p>第8節の2 犬山キャンパス運営協議会 (<u>犬山キャンパス運営協議会</u>)</p> <p>第46条の2 京都大学に、<u>犬山キャンパス(愛知県犬山市における京都大学の敷地において理学研究科、生態学研究センター、野生動物研究センター、総合博物館及びヒト行動進化研究センター(以下「関</u></p>

改正前	改正後
<p>第9節 教育院等 (教育院等)</p> <p>第47条 京都大学に、京都大学における教養・共通教育の企画及び実施、学術研究基盤の整備、全学的事業の推進又は支援、産業界との協働によるイノベーション創発研究の企画立案及び実施その他全学に係る業務を実施するための組織として、次に掲げる教育院、機構及び本部を置く。</p> <p>国際高等教育院 大学院教育支援機構</p> <p>環境安全保健機構 情報環境機構 図書館機構 産官学連携本部 オープンイノベーション機構 国際戦略本部</p> <p>2 前項の教育院等に関し必要な事項は、当該教育院規程、機構規程又は本部規程の定めるところによる。</p> <p>第48条 前条に定めるもののほか、京都大学に、京都大学における<u>学生等の修学支援等に関する業務</u>、歴史資料の収集、整理及び保存その他全学に係る業務を実施するため、次に掲げる施設を置く。 <u>学生総合支援センター</u> <u>大学文書館</u></p> <p>2 前項の施設に関し必要な事項は、<u>当該施設規程</u>の定めるところによる。</p> <p>(後 略)</p>	<p><u>係部局」という。)により、教育研究が実施される場をいう。)における関係部局の管理及び運営に関する事項について審議するため、<u>犬山キャンパス運営協議会を置く。</u></u></p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>犬山キャンパス運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、京都大学犬山キャンパス運営協議会規程（令和4年達示第17号）の定めるところによる。</u></p> <p>第9節 教育院等 (教育院等)</p> <p>第47条 京都大学に、京都大学における教養・共通教育及び京都大学大学院における共通・横断教育の企画及び実施、<u>学生支援に関する業務の推進</u>、学術研究基盤の整備、全学的事業の推進又は支援、産業界との協働によるイノベーション創発研究の企画立案及び実施その他全学に係る業務を実施するための組織として、次に掲げる教育院、機構、<u>本部及び研究院</u>を置く。</p> <p>国際高等教育院 大学院教育支援機構 <u>学生総合支援機構</u> 環境安全保健機構 情報環境機構 図書館機構 産官学連携本部 オープンイノベーション機構 国際戦略本部 <u>人と社会の未来研究院</u></p> <p>2 前項の教育院等に関し必要な事項は、当該教育院規程、機構規程、<u>本部規程又は研究院規程</u>の定めるところによる</p> <p>第48条 前条に定めるもののほか、京都大学に、京都大学における歴史資料の収集、整理及び保存その他全学に係る業務を実施するため、<u>大学文書館</u>を置く。</p> <p>2 前項の施設に関し必要な事項は、<u>京都大学大学文書館規程（平成16年達示59号）</u>の定めるところによる。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>2 ヒト行動進化研究センターの長の選考及び解任に関する事項は、当分の間、犬山キャンパス運営協議会の議決をもって、当該センターの協議員会の議決とみなす。</p> <p>3 ヒト行動進化研究センターの運営に関する重要事項は、当分の間、犬山キャンパス運営協議会において決定する。</p>